# 介護保険負担限度額認定の申請について

介護保険施設等を利用する場合、居住費(部屋代)及び食費は保険給付の対象外となっています。ただし、低所得者(市民税非課税世帯の方)については、負担の上限額を設定し、その差額を保険給付することで、施設等の利用負担を軽減します。

## ◇認定要件

利 用 者 負担段階		該当となる収入等要件	預貯金等 資産要件	
第1段階	生活保護	受給者/市民税非課税である老齢福祉年金受給者	単身 1,000 万円以下 夫婦 2,000 万円以下	
第2段階	市民税非課税世帯世帯全員が	前年の合計所得金額、課税年金収入額、非課税年金 ※1 収入額の合計が 80 万円以下	単身 650 万円以下 夫婦 1,650 万円以下	
第 3-① 段階		前年の合計所得金額、課税年金収入額、非課税年金 ※1 収入額の合計が 80 万円超 120 万円以下	単身 550 万円以下 夫婦 1,550 万円以下	
第 3-② 段階		前年の合計所得金額、課税年金収入額、非課税年金 ※1 収入額の合計が 120 万円超	単身 500 万円以下 夫婦 1,500 万円以下	

- ※1 非課税年金の主な種類としては障害年金や遺族年金があり、遺族年金には寡婦・かん夫・母子・準母子・遺児年金を含みます。
- ◎審査の結果、上記の条件に該当した方には「介護保険負担限度額認定証」をお送りします。認定期間は、申請月の初日から翌年7月31日(1月以降の申請は同年)となります。
- ◎提出方法:高齢福祉課・各支所にある介護保険負担限度額認定申請書と添付書類<sub>※2</sub>を高齢福祉課または各支所窓口にご提出ください。郵送していただいても構いません。
- ◎添付書類:本人と配偶者の預貯金額・有価証券にかかる通帳等の写しを添付してください。
- ※2添付書類の詳細については裏面をご参照ください。

# ◇一日あたりの基準費用額及び負担限度額

利 用 者負担段階	食 費		居 住 費				
			ユニット型		従来型個室		
	施 設 サ — ビス	ショート ス テ イ	個室	個室的 多床室	特養等	老健・ 医療院等	多床室
基準費用額	1, 445 円	1, 445 円	2,066円	1, 728 円	1, 231 円	1, 728 円	特養等 915 円 老健等 437 円
1 段階	300円	300円	880 円	550円	380 円	550円	0円
2 段階	390 円	600円	880 円	550円	480 円	550円	430 円
3 段階-①	650円	1,000円	1, 370 円	1, 370 円	880 円	1, 370 円	430 円
3 段階-②	1, 360 円	1, 300 円	1, 370 円	1, 370 円	880 円	1, 370 円	430 円

※裏面に預貯金等の例と添付書類の一覧があります。

#### ◇預貯金等の対象になる資産の例と必要な書類

種 類	添付が必要な書類
預貯金(普通・定期)	通帳の写し(インターネットバンクであれば口座残高ページの写し) ・通帳の表紙の裏面(口座番号・名義等がわかる部分) ・最終残高が確認できる部分(直近2ヵ月以内)
有価証券(株式・国債・地方債・社 債など)	証券会社や銀行の口座残高の写し(ウェブサイトの 写しも可)
金・銀(積立購入を含む)など、購入先の口座残高によって時価評価額 が容易に確認できる貴金属	購入先の口座残高の写し(ウェブサイトの写しも 可)
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可)
タンス預金 (現金)	自己申告
負債(借入金・住宅ローン等)※	借用証書などの写し

※負債がある場合は預貯金等の額から差し引きます。(負債額を差引かなくても資産要件を満たしている場合は書類の提出は不要です。)

## ◇預貯金等に含まれないもの

・生命保険、自動車、貴金属 (腕時計、宝石など、時価評価額の把握が困難であるもの)、その他 高価な価値があるもの (絵画・骨董品・家財など)

### ◇申請にあたり注意していただくこと

- ① 「申請書」及び「同意書」の記入もれがないかをご確認ください。
- ② 書類の添付もれがないかをご確認ください。
  - ・必要部分(口座名義人のページ、最終残高のページ等)の写しが添付されているか。
  - 配偶者がいる方は、配偶者名義の通帳等の写しも添付されているか。
- ③ 生活保護受給者および境界層措置者の方は提出書類は不要です。
- ④ 預貯金額が収入要件額を超える方で、負債額を差し引いた結果、条件を満たす場合は、軽減を受けられますので、負債金額がわかる書類を提出してください。
- ⑤ 申請時に要件を満たしていない方について申請書の提出は必要ありません。ただし、今後要件を満たした時点で、申請をして認定された場合、給付を受けることができます。

(問い合わせ先:伊達市高齢福祉課介護保険係 024-575-1299)